

# 愛・あい Aiai

ふれあい♥たすけあい♥ささえあい♥

令和3年8月1日発行

夏号  
社協だより  
第63号



ふれあい広場 元気に開館中♪  
みんなで遊びにきてね♪

撮影の為、  
マスクを付けて  
いません

【問い合わせ】☎37-3716 《毎月みんなで楽しめるイベントも開催しております》

地域子育て支援センター  
大和ふれあい広場  
開所日：月曜～金曜  
開所時間：10:00～15:30  
佐賀市大和町大字久池井2970  
大和老人福祉センター 1F

出張広場  
富士ふれあい広場  
開所日：火曜・木曜  
開所時間：10:00～15:30  
佐賀市富士町大字古湯2685  
佐賀市富士支所 2F

出張広場  
東与賀ふれあい広場  
開所日：月曜・水曜  
開所時間：10:00～15:30  
佐賀市東与賀町大字下古賀1193  
東与賀保健福祉センター 1F

AIAI HUREAI ♥ TASUKEAI ♥ SASAEAI ♥

## CONTENTS

- 1 ふれあい広場
- 2-3 令和2年度事業概要
- 4 CSW 我がまちレポート  
コロナ禍における地域福祉活動
- 5 佐賀市社会福祉協議会が新しい体制に変わり地域福祉を推進します
- 6 大切な将来を守るために
- 7 成年後見制度  
善意のお知らせ
- 8 いきがい館平松  
開成ディサービスセンター

## 社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会

- ◆ 本 所／  
佐賀市兵庫北3丁目8番36号 ほほえみ館内 TEL : 0952-32-6670
- ◆ 北連絡所／  
佐賀市富士町大字梅野1721番地1 富士大和温泉病院内 TEL : 0952-64-0820
- ◆ 南連絡所／  
佐賀市東与賀町大字下古賀1193番地 佐賀市東与賀保健福祉センター内 TEL : 0952-45-8022

◆社協は新しい体制に変わりました◆



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金の一部が充てられています。

# 令和2年度

佐賀市社会福祉協議会では、佐賀市とともに策定した、「第3期佐賀市地域福祉計画・地域福祉活動計画」(計画期間:平成28年度～令和2年度)の最終年にあたり、地域福祉を進めるためのさまざまな事業に取り組みました。

特に、令和2年度においては、コロナ禍における地域福祉の推進となり、試行錯誤しながら、地域福祉を進めるための事業を実施しました。

そうした中で、高齢者サロン活動の中止が続いた期間もありました。佐賀市社会福祉大会においては、これまで、佐賀市における社会福祉関係者が一堂に会するイベントとして開催してきましたが、各関係団体の長のみの参加に限定した上で、佐賀市福祉功労者表彰式としての開催を余儀なくされたところです。

こうした取り組みの結果、年末の時期においては、地域の皆さんのが“できることからの福祉活動”として、訪問活動を中心とした一人暮らし高齢者宅の訪問活動を積極的に推し進めていただき、市社協としてもコミュニティソーシャルワーカーをはじめ、事業担当者で後押しを出来ることは非常に大きかったのではないかと考えています。

一方、平成17年、平成19年の2度の合併以降、事業や活動については、基本的に合併前の状況を引き継いで実施してきましたが、合併後十数年を経る中で地域共生社会の実現に向けた取り組み等、新たな対応への見直しを図る必要がありました。それと同時に厳しい財政運営上、



※収入-支出の残高は、当期末支払資金残高(15,288,973円)となります。

※各事業間内部取引の拠点区分間・サービス区分間繰入額(26,599,475円)を除く。

## 事業概要

この課題の解消を図る必要がありました。そこで、令和2年度においては、こうした課題を解消するために、令和3年度からの事業や活動の見直しと、それを遂行するための組織体制の構築に向けた取り組みを行いました。

これは、“地域共生社会の実現に向けた取り組み”として旧佐賀市内でモデル的に実施してきた活動(コミュニティソーシャルワーク)を佐賀市全域における活動とともに、これまでの本所・7支所の体制から本所・南北連絡所体制へ移行し、事務的経費の節減により財政運営上の課題も解消する取り組みです。今後も引き続き、コミュニティソーシャルワークの一層の充実とより堅実な財政運営が求められますが、佐賀市における地域福祉推進の中核機関として新たな体制を整えることができました。



自治公民館備品整備助成事業  
(エアコン設置事業費用)補助



車両整備(共同募金特別配分)



功労者表彰式

## ❖佐賀市社会福祉協議会が新しい体制に変わり地域福祉を推進します❖

令和3年4月1日~

平成17年・19年の市町村合併以降、佐賀市社会福祉協議会では、旧町村管内にそれぞれ支所を設置して様々な地域福祉事業を実施してきましたが、本会の組織改革により支所(諸富・大和・富士・三瀬・川副・東与賀・久保田)は、令和3年3月末をもって廃止になりました。

地域のみなさま・関係者のみなさまには、これまでのご支援に心より感謝を申し上げます。

尚、4月1日からは北部と南部のエリアに窓口として連絡所を設置し、新しい体制で地域福祉のさらなる推進に努めています。今後とも地域のみなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



### 北・南連絡所では下記のことを行っております

- 各種相談受付 ●車イス・高齢者ふれあいサロン事業の遊具等の貸出
- 福祉サービス利用援助事業(あんしんサポート)の窓口
- 会費や各種募金・寄付金の受領 ●地区担当職員(CSW)との連携・情報共有など

### Q&A

Q1. 今後、会食会や世代間交流などの事業はなくなるの?

A. 地域の各種団体と協力しながら、継続できるような方向で努めさせていただきます。

Q2. 車イスや高齢者サロンの貸出遊具など借りるにはどうしたらいいの?

A. 北部・南部の各連絡所または本所で貸出しをおこないます。  
台数に限りがありますので事前に電話で貸出状況をご確認ください。

Q3. 会費や各種募金・香典返しの寄付は、どこに持つていいの?

A. 北部・南部の各連絡所または本所にお持ちいただくか、ご連絡いただければ、ご自宅や指定の場所までお伺いします。

Q4. 困ったことや相談したいときはどうしたらいいの?

A. まずは、地域担当の相談員(CSW)にご相談下さい。  
※ご相談・お問合せは、本所(電話: 32-6670)までお願いします。

### CSW(コミュニティ・ソーシャル・ワーカー)とは?



生活をする上での困りごとや不安に寄り添い、地域住民や関係機関と連携しながら、それぞれの安心できる生活につながるよう支援する職員です。CSWがこれまで以上に地域に出向き、より地域の身近なところで一人ひとりの困りごとから福祉課題に対応できる地域づくりに向けて活動してまいりますので、福祉に関するご相談がある場合は、お気軽にご相談ください。

C…困った時の S…相談は W…私たちに

コミュニティソーシャルワーカー

## CSW 我がまちレポート

共に支え合う  
地域福祉のまちづくり

### 新たな校区(地区)社協が設立されました

地域の皆さんの協力により、設立準備委員会等の中で何度も話し合いが持たれ、新たに8カ所で校区(地区)社協が設立されました。地域福祉の拠点としての期待や使命感を持って、それぞれの地域の特性に応じた活動に取り組まれています。

#### 【名 称】

#### 【設立日】

三瀬校区社会福祉協議会	令和2年12月10日設立
久保田校区社会福祉協議会	令和2年12月23日設立
富士地区社会福祉協議会	令和3年1月28日設立
東与賀校区社会福祉協議会	令和3年2月26日設立
諸富地区社会福祉協議会	令和3年3月2日設立
川上校区社会福祉協議会	令和3年3月2日設立
中川副校区社会福祉協議会	令和3年3月9日設立
大詫間校区社会福祉協議会	令和3年6月29日設立



校区(地区)社協とは  
概ね小学校区を単位に、地域の「つながり」  
を活かし、地域の実情に応じた地域福祉活動  
に取り組む住民組織です!



佐賀市社協では、校区(地区)社協と連携・協力し、  
地域で暮らす皆さんと福祉活動をつなぎ、より住み  
よい地域づくりのお手伝いをさせていただきながら、  
市内全32校区の設立を目指していきます!

今回の設立を含め、現在、佐賀市内27の校区(地区)社協で、子どもから高齢者までの全世代を対象とした地域での「助けあい・支え合い」をモットーに、地域の福祉のまちづくりを推進されています。

地域の皆さんの校区(地区)社協活動へのご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。

### 『コロナ禍における地域福祉活動』 日新校区社会福祉協議会

今回は、日新校区社会福祉協議会の活動を紹介します。

日新校区社協では、各種団体との連携を図るために毎月1回役員会を開催され、協議されています。顔を合わせ、話することで地域の色々な事業やイベントがスムーズに実施されています。

活動の一つとして『高齢者会食会』を年に数回実施されています。

令和2年度はコロナ禍で、一堂に会しての会食会がなかなか実施できず、『どのようにしたら実施できるか』『できないのであれば、他になにができるか』ということを、役員会でたびたび検討されました。そして、高齢者宅を直接訪問し、お菓子に励ましの手紙を添えて渡されました。コロナ禍で巣ごもり状態が続いている高齢者の方からは大変喜ばれました。

私たちCSWは、『コロナ禍での地域福祉活動』を校区社協と一緒に考え、様々な情報を提供できるようにアンテナを高く持っておきたいと思っています。  
(南エリアCSW)



# 成年後見制度

～過去のシリーズを振り返りながら～

## 法定後見制度

家庭裁判所から選ばれた成年後見人等が本人の利益を考えながら支援を行います。

### 利用するための手続きは？

本人もしくは親族などが家庭裁判所に申立する必要があります。(弁護士などに依頼することも可能)

### 必要な費用とは？

申立の手続きのために、申立手数料(800円)・登記手数料(2,600円)その他(切手代など)がかかります。

弁護士などに依頼した場合、別途必要となります。

## 任意後見制度

本人に十分な判断能力があるうちに、誰に後見人になってもらうかを契約で決める事ができます。

### 成年後見制度にできること

財産管理：本人に代わって財産の管理を行います。

財産の維持や処分など、その内容は日常生活の金銭管理から不動産等の処分まで多岐にわたります。

身上保護：生活や健康に配慮して、安心した生活が送れるように施設利用の契約などを行います。



書籍16冊

車いす2台

一般寄附

佐賀市

株天山口一

木下(株)

謙山

飯盛

佐

池

伊藤

石橋

内田

鵜池

久子(松幸)

幹彦(紀子)

洋子(絵二)

秀昭(京子)

輝子(進)

大澤(鶴代)

眞崎(前田)

福吉(平嶋)

福永(野中)

中島(西村)

永済(永済)

中島(中島)

徳光(東内)

堤(立石)

藤(副島)

下村(新郷)

濱田(濱田)

澤野(澤野)

小島(古賀)

空閑(黒川)

川島(蒲原)

蒲原(小川)

大渕(大川)

江越(江越)



ありがとうございました。

\*社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会に対するご寄附は、個人所得税及び住民税の税制上の優遇措置を受けることができます。

## 無料 車いす貸出しのご案内

ケガや病気などで一時的に車いすが必要になった方に、無料で貸出を行っています。

- 対象者／佐賀市内に在住する個人、福祉団体およびグループ
- 貸出期間／最長1週間。(個人に貸出す場合に限り、貸出期間1ヶ月までとし、3ヶ月までの更新も可能です)
- 車いすの種類／自走式：車輪が大きく、使用者がハンドル(車輪の外に付いている手で回す輪)を操作し、自分で移動することが出来るタイプの車いすです。介助式：車輪が小さく、介助者が押して移動するタイプの車いすです。自走式車いすに比べ、軽量・コンパクトな車いすで、小柄な方に向いたタイプです。

利用・手続き方法／事前に、最寄りの佐賀市社会福祉協議会へお電話ください。車いすの貸出し状況をご確認のうえ、本会窓口にて利用手続きを行ってください。(運搬は借受者で行っていただきます)。

【問い合わせ・申し込み】佐賀市社会福祉協議会(表紙下段をご覧ください)

# みらい 大切な将来を守るために

毎号シリーズでお伝えします

- シリーズ1 10年後の自分を想像したことはありますか？  
 シリーズ2 成年後見制度をご存知ですか？  
 シリーズ3 後見制度はどうしたら使えるの？  
 シリーズ4 こんな時どうしたらいいの？(皆さんの質問にお答えします)  
 シリーズ5 社会福祉協議会ができるお手伝い(法人後見・あんしんサポート)  
 シリーズ6 おわりに



自分や家族の財産管理や日常生活における契約について不安はありませんか？

今が不安 将来が不安

その不安に対して何か対策していますか？

はい

何か困りごとがあれば  
社協へ相談してください。

いいえ

法定後見制度を  
ご存知ですか？

今後自分の困りごとを手伝ってもらいたい  
人はいますか？

いいえ

任せたい人はいない  
けど、制度を利用したいですか？

はい

その方に後見人になつてもらいたいですか？

手続きに対する  
不安はありますか？

はい

7ページの成年  
後見制度を参照  
してください。

いいえ

今後何かお困りご  
とがあれば、社協へ  
相談してください。

公証役場に公正証書  
を作成し、契約する。

代理人

本人・親族

申立て

後見人の選任

※本人や親族による  
申立てが困難な場合  
市長申立てが可能です

申立て

後見開始

自分の判断能力が低下し、  
任意後見の開始が必要となつた場合…

家庭裁判所へ\*任意後見  
監督人選任を申立てる

※自分が任せたいと思う  
後見人を監督する役割  
を持つ人

明るく陽気にイキイキと

# いきがい館平松

クラブ参加者募集

囲碁・将棋・麻雀・陶芸・カラオケ・民謡・吟詠・謡曲・手芸・書道・水墨画・絵手紙・生花・脳トレ・自彌術(健康体操)など



平成30年4月の写真です

■利用時間／午前9時から午後4時まで

※浴場の利用は月、水、木、金曜日

午前11時から午後3時まで

■休館日／日曜、祝日と年末年始

■入館料／無料

■利用条件／60歳以上の方に限ります



【問い合わせ】いきがい館平松(佐賀市平松老人福祉センター)佐賀市末広二丁目12-5 ☎22-0441

## 開成デイサービスセンター 利用者募集！

見学・体験利用  
隨時受付中

要介護状態の高齢者に送迎、入浴、食事、レクリエーション、所外活動などのサービスを提供し、心身機能の維持向上と家族の介護負担軽減を図っています。囲碁・将棋・麻雀もあり、男性の方には魅力的！

※利用するには介護保険の認定が必要です。当センターにご相談ください。



■利用日時／月曜日～金曜日 午前9:30～午後4:00（送迎時間は含みません）

祝日営業・年末年始休み

■利用料金／介護保険の適用相当分+昼食代(1食400円)

■場 所／いきがい館開成内



▲マッチングゲーム



▲ちぎり絵



▲熱戦の囲碁対局

【問い合わせ】いきがい館開成(開成デイサービスセンター)佐賀市鍋島町森田27番地5 ☎32-1730

<https://www.scsnakyou.jp/>

今まで社協を知らなかった方も、是非一度ご覧下さい



佐賀市社会福祉協議会

